

○ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例)</p> <p>第十四条の二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化証券等が無格付の場合は、当該証券化証券等は自己資本控除とし、時価額を当該自己資本控除の額とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 適格格付業者が当該証券化証券等に付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第二十条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第九十八条各号に掲げるもの（同条第一号に掲げるものにあつては、川上連結告示第三十一条の二に掲げる主体を除く。）に該当しない場合</p> <p>四 「略」</p> <p>「4」8 略」</p> <p>(内部管理モデル方式による包括的リスクの額)</p> <p>第十四条の九 「略」</p>	<p>(証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例)</p> <p>第十四条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 適格格付業者が当該証券化証券等に付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第二十条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第九十八条各号のいずれにも該当しない場合</p> <p>四 「同上」</p> <p>「4」8 同上」</p> <p>(内部管理モデル方式による包括的リスクの額)</p> <p>第十四条の九 「同上」</p>

内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者の、前項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二十条第一項において準用する川上連結告示第二百七十二條の二又は川上連結告示第二百七十二條の三に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める規定により算出した個別リスク相当額の合計額

イ 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者（ロに掲げる者を除く。） 第十四條の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第四節から第六節まで（第二百八十條の二を除く。）

ロ 川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者 第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第四節から第六節まで（第二百八十條の二を除く。）及び第二十条第三項において準用する川上連結告示第二百八十條の二

二 第二十条第一項において準用する川上連結告示第二百七十二條の二又は川上連結告示第二百七十二條の三に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又

「同上」

一 第二十条第一項において準用する川上連結告示第二百六十條又は川上連結告示第二百六十一條に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める規定により算出した個別リスク相当額の合計額

イ 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者（ロに掲げる者を除く。） 第十四條の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十條の二を除く。）

ロ 川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者 第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十條の二を除く。）及び第二十条第三項において準用する川上連結告示第二百八十條の二

二 第二十条第一項において準用する川上連結告示第二百六十條又は川上連結告示第二百六十一條に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定め

はロに定める規定により算出した個別リスク相当額の合計額

イ 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者（ロに掲げる者を除く。） 第十四条の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第四節から第六節まで（第二百八十条の二を除く。）

ロ 川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者 第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第四節から第六節まで（第二百八十条の二を除く。）  
及び第二十条第三項において準用する川上連結告示第二百八十条の二

3

前項の規定にかかわらず、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者の、第一項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百七十二條の二又は川上連結告示第二百七十二條の三に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第六節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

る規定により算出した個別リスク相当額の合計額

イ 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者（ロに掲げる者を除く。） 第十四条の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十条の二を除く。）

ロ 川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者 第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十条の二を除く。）  
及び第二十条第三項において準用する川上連結告示第二百八十条の二

3

「同上」

一 第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百六十條又は川上連結告示第二百六十一條に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百七十二条の二又は川上連結告示第二百七十二条の三に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第六節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

(川上連結告示の準用)

第二十条 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章及び第六章第四節から第六節まで(第二百八十条の二を除く。)の規定は、金融商品取引業者(川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者を除く。)について準用する。

2 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章、第二百七十二条の二、第二百七十二条の三、第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第六節の規定は、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者について準用する。

3 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

二 第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

(川上連結告示の準用)

第二十条 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章及び第六章第三節から第五節まで(第二百八十条の二を除く。)の規定は、金融商品取引業者(川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者を除く。)について準用する。

2 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章、第二百六十一条、第二百六十一条、第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定は、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者について準用する。

3 「同上」